

上川町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年11月

目次

I	はじめに	- 1 -
1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	- 1 -
2	国・道の行動計画	- 1 -
3	町の行動計画	- 2 -
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	- 3 -
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的考え方	- 3 -
(1)	目的	- 3 -
(2)	基本的考え方	- 3 -
2	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	- 4 -
(1)	基本的人権の尊重	- 4 -
(2)	危機管理としての特措法の性格	- 5 -
(3)	関係機関相互の連携協力の確保	- 5 -
(4)	記録の作成・保存	- 5 -
3	新型インフルエンザ等発生時の被害想定と社会への影響	- 5 -
(1)	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	- 5 -
(2)	新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について	- 6 -
4	対策推進のための役割分担	- 6 -
(1)	国の役割	- 6 -
(2)	道の役割	- 7 -
(3)	町の役割	- 7 -
(4)	医療機関	- 7 -
(5)	社会機能の維持に関わる業者	- 7 -
(6)	一般の事業者	- 7 -
(7)	町民	- 8 -
5	行動計画の主要 6 項目	- 8 -
(1)	実地体制と連携	- 8 -
(2)	サーベイランス及び情報収集・提供・共有	- 12 -
(3)	まん延防止	- 13 -
(4)	予防接種	- 13 -
(5)	医療	- 16 -
(6)	町民生活の安定の確保	- 16 -
III	各段階における対策	- 17 -
1	発生段階の概要	- 17 -
(1)	発生段階の考え方	- 17 -

(2) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言	- 17 -
2 発生段階における対策	- 18 -
(1) 未発生期	- 18 -
(2) 海外発生期	- 22 -
(3) 国内発生早期	- 25 -
(4) 国内感染期	- 31 -
(5) 小康期	- 35 -
資 料	- 38 -
(別紙) 特定接種の対象となる業者・職務について	- 38 -
【用語解説】 政府行動計画より	- 39 -
(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	- 42 -
(参考) 新型インフルエンザが大流行した場合、家庭で備蓄しておくことが望ましいもの	- 45 -

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイスルの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会経済的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

これらが発生した場合、国は国家の危機管理として対応するとしています。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体として万全の体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

2 国・道の行動計画

国は、特措法制定以前の平成 17 年（2005 年）11 月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、その後、数次にわたる改定を行ってきています。

平成 24 年 4 月の特措法制定、平成 25 年 4 月の公布を受け、同年 6 月、国は特措法第 6 条に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）及び「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を新たに策定しました。その中で、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が示す措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画、市町村が市町村行動計画、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合等、発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示しました。

これに伴い道は、平成 25 年 10 月に「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「道行動計画」という）を策定しました。

3 町の行動計画

町では、平成 21 年 10 月に、国の新型インフルエンザ対策行動計画の策定に伴い、上川町新型インフルエンザ対策行動計画を策定しました。

この度、平成 26 年 月に特措法第 8 条に基づき策定した「上川町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「行動計画」という。）は、本町の特性として、国内外から年間 200 万人を越える人が訪れる観光地であり、新型インフルエンザ等が国内外で発生した場合、瞬く間に感染が広がり、社会的混乱に陥る危険性があるということを踏まえ、政府が新たに策定した政府行動計画及びガイドライン並びに道行動計画との整合性を図り、町における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や措置等を定めるものです。

また、本行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて政府行動計画及び道行動計画が改定された場合は、必要な変更を行うこととします。

本行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりです。

- ・感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という）
- ・感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は特措法の対象ではありませんが、政府行動計画及び道行動計画において関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応について、参考として示していることから、町としても、本行動計画の関連事項として、道による対策の概要を示します。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的考え方

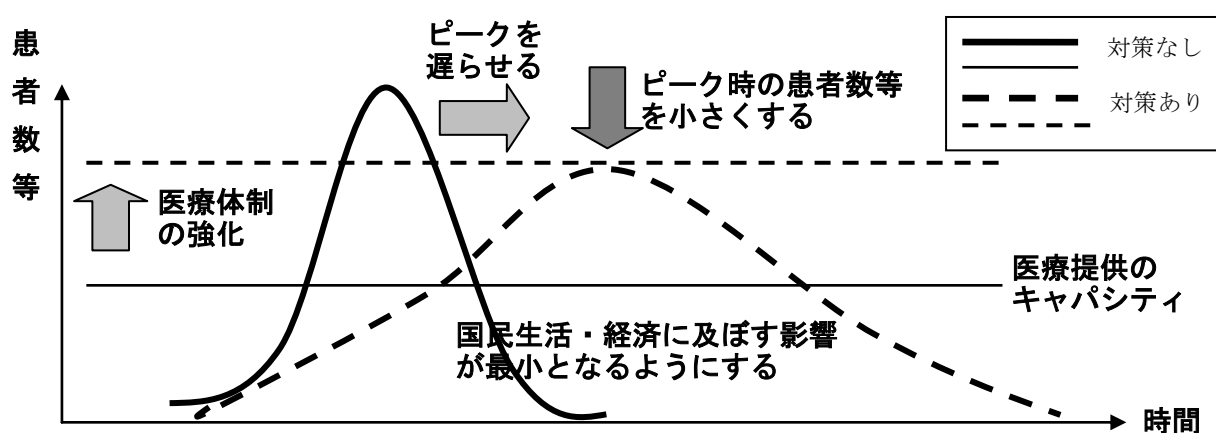
(1) 目的

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生を阻止することは不可能で、ひとたび世界のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入は避けられないとされています。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には国民の多くが罹患するものですが、町内・近隣自治体において患者の発生が一定期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを越える事態を念頭に置いて、対策を講じていく必要があります。

町は、国と道の対策に則り、道をはじめ近隣自治体や関係機関との緊密な連携を図り、的確で迅速な対策を講じるため、次の2点を目的として対策を進めます。

- ①感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- ②町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

<国が示す対策の効果 概念図>



※感染の拡大を抑制し、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチンが製造されるまでの時間を確保する。流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供のキャパシティを超えないようにすることで、必要な患者が適切な医療を受けられ、重症者や死亡者を減らす。

(2) 基本的考え方

新型インフルエンザ等が発生した際には、町は国及び道の基本的考えに基づき、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を選択し決定します。

- 発生前の段階では、水際対策への協力、医療体制の整備、速やかに予防接種ができる体制の整備、町民及び事業者に対する啓発など、発生に備えた準備を行う。
- 国内外の発生当初で、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、病原体の国内・道内への侵入を防ぐことは不可能であることを念頭に置いて、対策を講じる。国及び道では過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策がとられるが、常に新しい情報を収集し、適切な対策へと切り替える。状況の進展に応じて、必要性が低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しが行われるので、町においても状況を見極めながら、都度、適切な対策を図る。
- 道内の発生当初の段階では、道からの要請に応じて、患者の入院措置、感染のおそれのある者の外出自粛要請、病原性に応じた不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策に協力する。
- 道内で感染が拡大した段階では、町は、国、道、事業者等と相互に連携して、医療の確保や町民生活及び地域経済維持のために最大限の努力を行う必要がある。社会が緊張し、いろいろな事態が生じて、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられるが、状況を的確に把握し臨機応変に対処する。
- 事態や実情等に応じて、道新型インフルエンザ等対策本部（以下「道対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じ、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

新型インフルエンザ等対策は、医療対応以外の感染対策（不要不急の外出の自粛、施設使用の制限、事業所における事業縮小等による接触機会の抑制等）と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要です。

特に、医療対応以外の感染対策は社会全体で取り組むことで効果が期待されるので、すべての事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行う等の公衆衛生対策がより重要です。

2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等発生時に対策を実施するにあたり、次の点に留意します。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重します。

道が実施する医療関係者への医療等の実施要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等について協力するにあたり、町民の権利と自由に制限を加える場合、その制限は必要最小限のものとし、法令の根拠があることを前提として、町民に十分な説明と、理解を得ます。

(2) 危機管理としての特措法の性格

新型インフルエンザ等が発生しても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がない場合についても留意します。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

上川町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）は、道対策本部と相互に緊密な連携を図り、対策本部長は、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う必要があると判断した場合には、道対策本部長に対して、速やかに所要の総合調整が行われるよう要請します。

(4) 記録の作成・保存

町は、発生した段階で、対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

3 新型インフルエンザ等発生時の被害想定と社会への影響

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザ発生時の流行規模は、発生した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右され、完全に予測することは困難とされていますが、本行動計画における被害想定については、国や道の被害想定のお考え方に準拠し、次のとおり推測します。

	上川町	道	国
感染者数	1,020人 (対国人口比0.0032%)	1,354,500人 (対国人口比4.3%)	31,500,000人 (人口の25%)
受診者数	378人～728人	559,000人～ 1,075,000人	13,000,000人～ 25,000,000人
入院患者数 (中等度・重度)	17人・64人	23,000人・86,000人	530,000人・ 2,000,000人
最大入院患者数／日 (中等度・重度)	3人・13人	4,300人・17,000人	101,000人・ 399,000人
死亡者数 (中等度・重度)	5人・12人	7,000人・28,000人	170,000人・ 640,000人

※国及び道の数値は、政府行動計画及び道行動計画における推計値。

- ・国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。
- ・入院患者数及び死亡者数は、国の受診者数の上限である約2,500万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致死率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致死率2.0%として推計。
- ・最大入院患者数（流行発生から5週目の推計値）は、流行が約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算により推計。

- ・この推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による医学的介入の影響（効果）、現在のわが国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- ・被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うことになっている。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

社会・経済活動への影響として、政府行動計画では以下のような影響が例として想定されるとしています。

- ・罹患者は1週間から10日間程度罹患し、罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し、免疫を得て職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する場合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業、福祉サービスの縮小による家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。
- ・町民の生活においては、学校・保育所等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等や生活関連物資が不足する恐れもあり、あらゆる場面で様々な影響が出ることが予想される。

4 対策推進のための役割分担

政府行動計画に基づき、本町に係る関係機関は次の役割を担うこととします。

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO（世界保健機構）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きながら対策を進めます。

(2) 道の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

また、道は特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断と対応に努めます。

(3) 町の役割

町は、新型インフルエンザ等が発生した時、道と同じく、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、総合的に推進する責務を有します。

町は、町民に最も近い行政単位であり、町民等に対するワクチンの接種や生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することに努めます。

対処の実施に当たっては、道や近隣市町と緊密な連携を図ります。

(4) 医療機関

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められます。また、発生時には、医療提供を確保するため、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要です。診療継続計画に基づき地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するように努めなければなりません。

(5) 社会機能の維持に関わる業者

医療関係者、公共サービス提供者、食料品等の製造・販売業者、報道機関等については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の住民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう事業継続計画の策定や従業員への感染防止策の実施等の準備を行うよう努める必要があります。

(6) 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、不要不急の事業を縮小することが望まれ、特に不特定多数の者が集まる事業を行う者は、事業の自粛が求められます。

(7) 町民

広報や報道に関心を持ち、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動などその対策に関する知識を得て、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の実践に努めるとともに、食料品・生活必需品等の備蓄や外出自粛など、個人レベルでの感染拡大防止に努めます。

5 行動計画の主要6項目

本行動計画では、その対策と活動を、国及び道の行動計画を参考に、「1 実施体制と連携」、「2 サーベイランス及び情報収集・提供・共有」、「3 まん延防止」、「4 予防接種」、「5 医療」、「6 町民生活の安定の確保」の6分野に分けて構成し、発生段階ごとに横断的に対策を進めます。各分野に含まれる内容を以下に示します。

(1) 実地体制と連携

新型インフルエンザ等対策の目的は、まん延期における健康被害を最小限にとどめ、社会機能の破綻を防止して社会活動を維持するという危機管理にあります。

このため、町は対策本部の枠組みを通じ、道や近隣市町・関係機関・団体との連携を図り、一体となった対策を進めていきます。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、総務企画部、産業経済部を中心とした関係各部等における認識の共有を図ります。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、政府対策本部（本部長：内閣総理大臣）設置に併せ、道対策本部（本部長：知事）が設置されますが、国及び道からの要請に応じた協力・更なる連携強化を図り、庁内関係部局・関係機関が一体となった対策の推進に努めます。

全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態となり、国において新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が出された場合、緊急事態措置を行うべき期間、区域が個別に決定されますが、町としても速やかに対策本部（本部長：町長）を設置し、必要な措置を講じます。

また、新型インフルエンザ等発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取します。

① 町の組織体制

本計画において、発生状況に応じた体制を講じるため、次の組織体制をとります。

・発生期に応じた体制

A. 未発生期

保健福祉課が通常業務の中で担当

B. 海外発生期

庁内に「上川町新型インフルエンザ等対策会議」を設置

- ・ 議長 副町長
- ・ 委員 企画総務課長、税務住民課長、保健福祉課長、産業経済課長、建設水道課長、教育委員会教育次長、中央保育所長、町立診療所事務長
- ・ 事務局 保健福祉課

C. 国内発生期以後

庁内に「上川町地域防災計画」の体制に準じ、「上川町新型インフルエンザ等対策本部」を設置

- ・ 本部長 町長
- ・ 副本部長 副町長、教育長、町立診療所院長
- ・ 本部員 企画総務課長、議会事務局長、出納室長、税務住民課長、保健福祉課長、産業経済課長、農業委員事務局長、建設水道課長、教育委員会教育次長、中央保育所長、町立診療所事務長
- ・ 事務局 企画総務課、保健福祉課

② 上川町新型インフルエンザ等対策本部の運営

A. 本部会議

- a) 本部員会議は、新型インフルエンザ等感染対策に関し、感染予防または感染応急対策の重要事項を協議するため、本部長が必要と認めた場合に開催し、副本部長、本部員で構成する。
- b) 本部員会議は、本部長が招集する。
- c) 感染規模及び態様により、本部長は職務遂行上特に認めた本部員により、会議を開催することができる。

B. 本部の庶務

本部の庶務は保健福祉課において処理する。

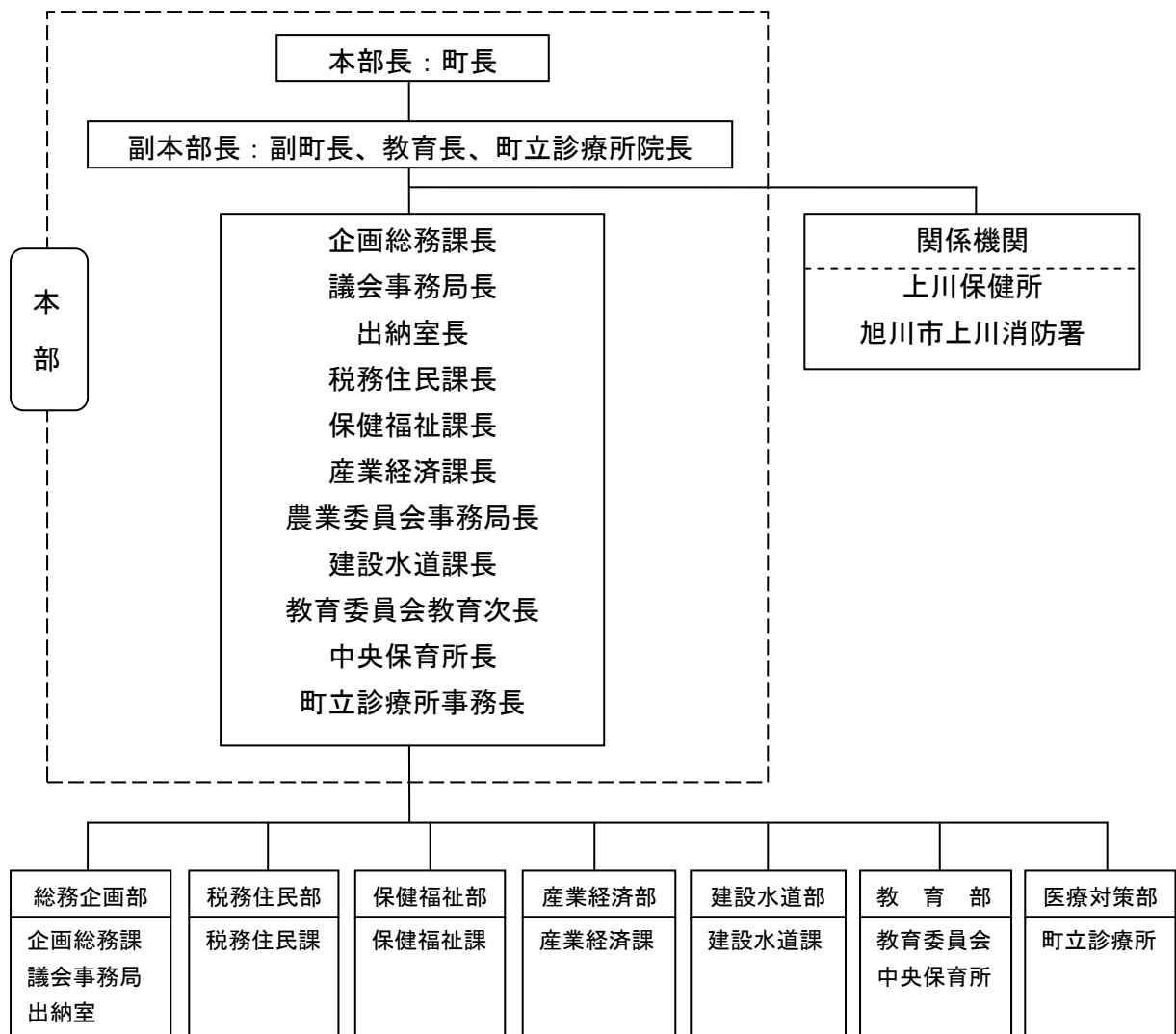
C. 所管事務

新型インフルエンザ等対策に関する重要な決定を行う。

D. その他

その他、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

③ 上川町新型インフルエンザ等対策本部の構成図



④ 各部の任務分担

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に行うために各部が連携をとりながら、地域防災計画に準じた全庁的な取り組みを行います。

総務企画部 (企画総務課) (議会事務局) (出納室)	(1)対策本部の設置及び運営に関すること (2)対策本部の会議に関すること (3)関係機関との連絡調整に関すること (4)職員の感染状況の把握及び職員体制に関すること (5)公務災害に関すること (6)職員の感染防止対策に関すること (7)庁舎の感染防止対策に関すること (8)関係団体、行政区、町内会への協力要請に関すること (9)新型インフルエンザ等に関する情報公開に関すること
--------------------------------------	---

Ⅱ 基本的な方針

	<p>(10)職員等の感染出勤用被服等の調達及び配付に関すること</p> <p>(11)消防署との連携に関すること</p> <p>(12)感染対策の財政措置に関すること</p> <p>(13)各部との連携調整に関すること</p> <p>(14)町有車両の運行管理に関すること</p> <p>(15)報道機関等の対応及び広報活動に関すること</p> <p>(16)その他各部署管に属さないこと</p>
<p>税務住民部 (税務住民課)</p>	<p>(1)遺体の火葬・埋葬・安置に関すること</p> <p>(2)野鳥の大量の不審死、高病原性鳥インフルエンザが疑われる野鳥等の検査等への協力及び処分に関すること</p> <p>(3)廃棄物（ごみ・し尿）の収集、運搬に関すること</p> <p>(4)身元不明者の遺体の搬送、埋葬に関すること</p> <p>(5)一時的な遺体の安置所の開設、埋火葬に関すること</p>
<p>保健福祉部 (保健福祉課)</p>	<p>(1)対策会議の設置及び運営に関すること</p> <p>(2)対策本部の設置及び運営に関すること</p> <p>(3)保健所との連携に関すること</p> <p>(4)緊急事態発生の通報受理及び伝達に関すること</p> <p>(5)新型インフルエンザ等に関する情報収集及び情報提供、並びに感染状況等の報告に関すること</p> <p>(6)新型インフルエンザ等に関する感染対策、医療機関受診方法等の周知に関すること</p> <p>(7)新型インフルエンザ等に係る相談窓口の設置等に関すること</p> <p>(8)住民への予防接種に関すること</p> <p>(9)感染防止に関する必要な医薬品・医療機資材の調達に関すること</p> <p>(10)医師会等との連絡調整に関すること</p> <p>(11)要援護者への支援体制の整備に関すること</p> <p>(12)要援護者（ひとり暮らし高齢者、寝たきり者、障がい者世帯等）の食料品及び生活必需品の安定供給に関すること</p> <p>(13)防疫に関すること</p> <p>(14)福祉サービスの継続に関すること</p> <p>(15)介護保険施設等及び社会福祉施設での感染防止対策や情報提供に関すること</p> <p>(16)介護保険施設等及び社会福祉施設での新型インフルエンザ等患者の集団的な発生を把握すること</p> <p>(17)町内医療機関との連絡に関すること</p> <p>(18)新型インフルエンザ等対策全般の企画・立案に関すること</p> <p>(19)事業所等への情報提供及び調査・応急対策に関すること</p>

産業経済部 (経済産業課) (農業委員会事務局)	(1)商工業事業所、文化施設等の感染防止対策に関すること (2)イベント等における感染防止対策に関すること (3)非常炊き出しその他応急食料の安定確保・供給に関すること (4)動物、鳥類の異常死等の情報収集に関すること
建設水道部 (建設水道課)	(1)緊急時の搬送路の確保に関すること (2)各対策部の業務の応援に関すること (3)その他上下水道に関すること
教育部 (教育委員会) (中央保育所)	(1)児童・生徒への感染防止対策に関すること (2)児童・生徒の感染調査及び応急対応指導に関すること (3)学校給食による感染防止対策に関すること (4)その他教育に関すること (5)保育園児の感染調査及び応急対策に関すること (6)要保護児童対策に関すること
医療対策部 (町立診療所)	(1)ワクチン接種に関すること (2)感染者の診療体制に関すること (3)発熱外来の設置に関すること (4)感染防止対策に必要な医薬品・物品の調達・備蓄に関すること (5)町内医療機関との連携に関すること

(2) サーベイランス及び情報収集・提供・共有

新型インフルエンザ等の流行に備え体制を迅速に整えるには、発生状況をいち早く察知し、国内外の情報を速やかに入手することが重要です。

未発生期の段階では、国及び道が提供する感染症発生動向調査による患者発生の動向、ウイルスの亜型検査や薬剤耐性に関する病原体サーベイランス、鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスにより把握された動物の間での発生動向のデータ等を把握します。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があり、患者やその関係者に責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与するという認識を発生前から共有することも重要です。

海外発生期以降は、国の指示に基づき各種サーベイランス等による監視・協力体制がとられるので、その情報を速やかに収集し、関係部局で情報を共有して対策を講じます。

町は、最も住民に近い行政単位であるので、国や道が行う情報提供にあわせ、町民のパニック防止という観点も考慮し、新型インフルエンザ等の感染・拡大防止のため、適宜及び定期的に町民へ情報提供・共有していきます。そのためには、企画総務課内(上川町インフルエンザ等対策本部設置以降は、対策本部内)に広報担当を設置し、情報の一元化を図る必要があります。

感染拡大防止には、町民の協力が不可欠なことから、高齢者・障害者・外国人等、個別性に配慮して、インターネット等複数の情報提供媒体を使い、理解しやすい内容での情報提供を行います。

また、児童生徒等に対しては、学校は集団感染が発生して地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健福祉部と教育部等が連携して、感染症や公衆衛生について情報提供していきます。

(3) まん延防止

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせ体制整備のための時間を確保すること、流行ピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめて医療体制が対応可能な範囲内に収めることが目的です。

まん延防止対策には、町民の行動を制限する面（外出の制限、集会の自粛、学校・保育所の閉鎖等）や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面があることを町民や事業者、関係機関に理解を得る必要があります。まん延防止対策の実施に当たっては、地域・職場対策や予防接種などの複数の対策を行いますが、その効果と影響を総合的に勘案し、状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

個人においては、国内の発生初期段階からマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避けること等の基本的な感染対策を図り、また、新型インフルエンザ等緊急事態において、道から町民に対し不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限の要請等があった場合は、要請に応じ協力します。

地域・職場対策については、発生初期の段階から、個人における対策のほか職場における感染予防策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施します。

(4) 予防接種

本町における新型インフルエンザ等の予防接種は、感染拡大防止のために、登録事業者等に行う特定接種と、全体に行う住民接種について、道と連携し町民を対象に以下のように集団接種を実施します。

①特定接種

ア 接種対象者と接種順

特定接種は、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行い、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われます。特定接種は、基本的には住民接種よりも先に開始され（特定接種がすべて終わらなければ、住民接種ができないというものではない。）、特措法上高い公益性・公共性が認められる者を対象とします。

特定接種対象者は、以下のとおりです。（参考資料別添：政府行動計画「特定接種の対象となり得る業務・職種について」）

- a) 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- b) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- c) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者」について、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定(地方)公共機関制度で指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会・インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当します。

また、この指定(地方)公共機関制度には該当しませんが、政府行動計画では特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加されています。

特定接種の接種順は ①医療関係者 ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員 ③指定(地方)公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者を含む。) ④それ以外の事業者 の順を基本とします。

実際の接種対象者、接種順位その他の関連事項については、発生時に策定される国の基本的対処方針により決定した内容に準じて実施し、接種するワクチンについても状況に応じて国が決定したものを用います。

イ 接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる道職員及び市町村職員については、道又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種による接種となるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められます。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とされています。

②住民接種

特措法における緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条の規定(臨時の予防接種)による予防接種が行われます。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく接種を行うことになります。

住民接種については、原則として集団的接種により実施します。

住民接種の接種順位について、政府行動計画では、住民接種の対象者を以下の4つの区分に分類し、下記のような基本的な考え方が整理されています。緊急事態宣言がなされている

場合は柔軟な対応が必要となるので、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて区分や順位を決定します。

<対象者の区分>

- a) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- b) 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- c) 成人・若年者
- d) 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いて検討されますが、緊急事態宣言がされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な考え方を踏まえ決定されます。

<住民接種の接種順の考え方>

A. 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- a) 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- b) 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- c) 小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

B. 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- a) 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- b) 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

**C. 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せてわが国の将来を守る
ことにも重点を置く考え方**

- a) 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
- b) 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

(5) 医療

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合、町では378人～728人の外来患者の受診、17人～64人の入院患者を予測しており、まん延期には、道の要請により、感染症指定医療機関以外の一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えられると予想されます。

医療機関の外来においては、新型インフルエンザ等患者が他の患者と接触し、感染を拡げること防止するため、発熱患者を一般患者とは別に診察する発熱外来機能を有する必要があります。

また、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には限りがあるため、いかに効率的・効果的に医療を提供するか計画しておく必要があります。増大した患者数に対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、一般の医療機関や公共施設等の臨時的医療施設に患者を入院・入所させる事態となることも想定し、道と協議しておく必要があります。また、在宅療養の支援体制を整備しておく必要もあります。

さらに、医療従事者の感染予防（PPEによる个人防护）及び医療機関における院内感染防止策についても一層の徹底が必要です。

(6) 町民生活の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われていますが、まん延期には、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会機能の維持と経済への影響を最小限となるよう、各段階に応じた行動計画及びマニュアルを策定する等の準備を行うとともに、事前に広く関係者に周知することが必要です。

また、道及び関係機関と連携し、大規模流行期には社会機能を維持するために全庁一丸となった取り組みを行います。

Ⅲ 各段階における対策

1 発生段階の概要

(1) 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて対応が異なることから、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、発生 of 各段階の状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

国においては、「未発生期」、「海外発生期」、「国内発生早期」、「国内感染期」、「小康期」の5段階に分類し、移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定します。

地域での発生状況は様々であるため、道においては国内発生早期と発生期を「道内未発生期」と「道内発生早期」に分け6段階とし、必要に応じて国と協議の上、発生段階を判断するとしています。

国と道の発生段階と町行動計画における対応は、以下の様に整理します。

〈発生段階と町の対応〉

政府	道	状 態	町
(1) 未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態	国、道からの情報を提供
(2) 海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	庁内に副町長を議長とする「上川町新型インフルエンザ等対策連絡会議」を設置。部員は各課長等。
(3) 国内発生早期	道内未発生期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 ・道においては、患者が発生していない状態	国の緊急事態宣言発令により、上川町地域防災計画の体制に準じた「上川町新型インフルエンザ等対策本部」を設置。
	道内発生早期	・道において、患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	上記対策本部の継続
(4) 国内感染期	道内感染期	・道において、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	
(5) 小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	終息まで、対策本部を継続

(2) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

国民の生命や健康に著しく重大な被害を与える恐れのある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあると認められるときは、国は特措法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)を行い、必要な措置を講じるとされています。

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間・区域が公示され、講じられる緊急事態措置の期間・区域を越えない範囲において、別途個別に決定されます。

緊急事態宣言がなされた場合には、特措法第34条に基づいて町長は町行動計画に定めるところにより、直ちに町対策本部を設置し、対策について国・道と十分に協議しながら対応します。

2 発生段階における対策

以下、発生段階ごとに、状態、目的、対策の考え方、主要6項目（①実施体制 ②サーベイランス及び情報の収集・提供・共有 ③まん延防止 ④予防接種 ⑤医療 ⑥町民生活の安定の確保）について、個別の対策を記載します。

実際には、計画とは異なる状況となる可能性もあるので、発生段階ごとの対策はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施します。

また、対策の実施方法等については、国が定めるガイドラインを参考にし、必要に応じてマニュアル等に定めることとします。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっています。

(1) 未発生期

<p>状態：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥等の動物へのインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
<p>目的：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生に備えて体制の整備を行う。 ・ 情報収集により、発生の早期確認に努める。
<p>対策の考え方：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、行動計画等を踏まえ国や道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。 ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

①実地体制と連携

ア 行動計画の作成

- ・ 町は、特措法及び政府行動計画、道行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を策定し、必要に応じて見直しを行う。（総務企画部、保健福祉部）

イ 体制の整備及び国・道等との連携強化

- ・ 町は、町における取組体制を整備・強化するために、「上川町新型インフルエンザ等

対策会議」を通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた町の業務継続計画の策定・見直し等を行う。（全庁）

- ・町は道及び近隣市町、保健所等関連機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練等を実施する。（総務企画部、保健福祉部）

② サーベイランス及び情報の収集・提供・共有

ア 情報収集

- ・町は、発生前から、国内外の新型インフルエンザ等発生に関する情報、国及び道が発信する情報を入手することに努める。（保健福祉部）
- ・通常のサーベイランスとして、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に収集する。（教育部）
- ・町は、町内の家畜施設等の情報把握や、国・道の鳥類・豚が保有する動物間で感染するインフルエンザウイルスに関する情報、それらの人への感染状況等、国立感染症研究所が分析評価する新型インフルエンザ等の出現に関する情報把握に努める。（産業経済部、保健福祉部）

イ 情報提供・共有

- ・町は、新型インフルエンザ等に関して、保健所との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供するための体制を整える。（保健福祉部、経済産業部）

ウ 体制整備等

- ・町は、発生前から、国内外の新型インフルエンザ等発生に関する情報収集・提供する体制を整備する。（総務企画部・保健福祉部）
- ・町は、新型インフルエンザ等の発生状況について関係部局間において情報を共有する体制を整える。（保健福祉部、関係部局）
- ・町は、新型インフルエンザ等発生時に町民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいてコールセンター等を設置する準備を進める。（保健福祉部）

エ 訓練等

- ・町は、発生前から、国・道・関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて、訓練を実施する。（全庁）

③まん延防止

ア 感染対策の実施

- ・町は、町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策知識の普及を図る。（保健福祉部）

イ 地域対策・職場対策の実施

- ・町は、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。また、国や道との連携のもと、新型インフルエンザ等緊

急事態における施設の使用制限の要請の対策についての準備を行う。（保健福祉部、関係部局）

ウ 防疫措置、疫学調査等についての連携強化

- ・町は、国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、地方公共団体その他関係機関との連携を強化する。（保健福祉部）

④ 予防接種

ア 特定接種

- ・特定接種は、特措法第 28 条の規定に基づき（予防接種法第 6 条第 1 項による予防接種とみなし、同法第 22 条及び第 23 条を除く規定を適用）、実施する体制を整える。（保健福祉部、関係部局）
- ・町は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。（保健福祉部、関係部局）
- ・特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町の職員について把握し、町が実施主体として接種する体制をつくる。（総務企画部、保健福祉部、関係部局）

イ 住民接種の準備

- ・町は、国及び道の協力を得ながら、特措法第 46 条（新型インフルエンザ等緊急事態の場合）又は予防接種法第 6 条第 3 項（新型インフルエンザ等緊急事態ではない場合）に基づき、町内に居住する者に対し速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。（保健福祉部、関係部局）
- ・町は、速やかな接種の実施のため、地域医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知、予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。（保健福祉部、関係部局）
- ・町は、円滑な接種実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本町以外の市町村での接種を可能にするよう努める。（保健福祉部）

⑤ 医療

- ・町は、道行動計画で下記のとおり行われるので、道等からの要請に応じ、配送体制や医療体制の整備等に協力する。（保健福祉部、医療対策部、上川消防署）

<道の対策>

1. 地域医療体制の整備

- ①道は医療体制の確保について、国から具体的なマニュアル等の提供などの助言等を得ながら、必要な体制整備に努める。（道保健福祉部）
- ②道は二次医療圏を単位とし、道立保健所を中心として、郡市医師会、地域薬剤師会、指定地方公共機関を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学付属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、消防等除関係者からなる対策会議を活用するなど、地域の関係者と密に連絡をとりながら、地域の実情に応じた医療体制の整備に努

める。

また、二次医療圏に保健所設置市がある場合は、当該保健所設置市と道立保健所が連携・協力して医療体制の整備を進める。（道保健福祉部、関係部局）

- ③道は、国からの要請を受け、関係機関・団体等との協力を得ながら、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。

また、国との連携の下、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備等の感染対策等を進めるよう要請する。（道保健福祉部）

2. 国内感染期に備えた医療の確保

- ①道は、すべての医療機関に対して、地域感染期において極端に増加する患者への対応や出勤可能な職員数の減少等の影響を踏まえ、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国から提供されるマニュアルを示すなどして、その作成の支援に努める。（道保健福祉部）

- ②道は、地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関である医療機関または公的医療機関等（国立病院機構の病院、公立病院、日赤病院、済生会病院、労災病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。（道保健福祉部）

- ③道は、保健所設置市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む）等を把握する。

- ④道は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を越えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療提供することについて検討する。（道保健福祉部）

- ⑤道は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、参加医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。（道保健福祉部）

- ⑥道は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。（道保健福祉部）

3. 手引等の策定、研修等

- ①道は、国が策定する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引等を医療機関に周知する。（道保健福祉部）

- ②道は、国と連携しながら、医療従事者に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。（道保健福祉部）

4. 医療敷材の整備

道は、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）の備蓄・整備に努める。また、国の要請に基づき、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関して、調査を行った上、十分な量を確保するよう努める。（道保健福祉部）

5. 医療機関等への情報提供体制の整備

道は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。（道保健福祉部）

⑥ 町民生活の安定の確保

ア 要援護者への生活支援

- ・町は、地域感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に係る要援護者の把握とその具体的支援体制について整備を進める。（要援護者の情報は、防災計画の要援護者台帳等の整備を進めることで対応する。）（保健福祉部、総務企画部）

イ 火葬能力等の把握

- ・町は、道が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する際に、道の要請に応じその取り組み等に適宜協力する。（税務住民部）

ウ 物資及び資材の備蓄等

- ・町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄、または施設及び設備の整備に努める。（保健福祉部、総務企画部）

(2) 海外発生期

<p>状態：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している等、様々な状況。
<p>目的：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。 ・道内及び町内発生に備えて体制の整備を行う。
<p>対策の考え方：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について、十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、道と連携しながら強力な措置をとる。 ・対策の判断に役立てるため、道との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 ・国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促すとともに、町民生活及び地域経済の安定のための準備を進め、

道内発生に備えた体制整備に努める。

- ・町民生活の安定のための準備、予防接種の準備等を進め、町内発生に備えた体制整備を急ぐ。

① 実施体制と連携

ア 実施体制等の強化

- ・町は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、国及び道の動向を見極めながら必要な情報収集に努めるとともに、必要に応じ、上川町新型インフルエンザ等対策会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、初動体制等について協議する。（全庁）
- ・町は、道と連携して、国が感染拡大防止対策等に関する基本的対処方針を決定した場合は、速やかに国の方針に従った対処方針を決定する。

② サーベイランス及び情報収集・提供・共有

ア 情報収集

- ・町は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況等について、国や道を通じ積極的に情報収集に努める。（保健福祉部、関係部局）

①病原体に関する情報

②疫学情報（症状、症状定義、致命率等）

③治療法に関する情報（抗インフルエンザ薬の有効性等）

④学校等の集団発生に関する情報

イ 情報提供

- ・町は、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等について、出来る限りリアルタイムで町民に情報提供し、注意喚起を行う。（保健福祉部、関係部局）
- ・町は、情報の提供にあたっては、情報の集約・整理・一元的な発信に努める。（保健福祉部、総務企画部）

ウ 情報共有

- ・町は、国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有に努める。（保健福祉部、関係部局）

エ 相談窓口（コールセンター）の設置

- ・町民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンターを設置し、国が作成するQ&A等を参考としながら、適切な情報提供に努める。（保健福祉部）

③ まん延防止

ア 感染症危険情報の周知

- ・町は、国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人が取るべき対応（マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策）に関する情報提供及び注意喚起について、国・道等と連携し、町民に周知する。（産業経済部、関係部局）

④ 予防接種

ア 特定接種の実施

- ・町は、国が実施する特定接種について、国や道等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等（プレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発・生産の要請に関する情報、供給量の計画やワクチン流通管理）に関する情報収集を行い、国の基本的な対処方針を踏まえて、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。（保健福祉部、関係部局）

イ 住民接種の準備

- ・町は、国や道と連携し、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始する。（保健福祉部、医療対策部）

ウ ワクチンについて

- ・ワクチンの種類、有効性・安全性に、接種対象者や接種順位、接種体制等に関する情報を広報する。（保健福祉部）

⑤ 医療

- ・道は、医療に関して以下のとおり対策を行う。町は、道と連携し、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道からの要請に応じ、帰国者・接触者外来の周知や受診勧奨、患者の移送、搬送体制の準備等に協力する。（保健福祉部）

<道の対策>

1. 新型インフルエンザ等の症例定義

道は、新型インフルエンザ等の症例定義について、関係機関に周知する。（道保健福祉部）

2. 医療体制の整備

道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じる。（道保健福祉部）

- ①政府行動計画では、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うこととしているため、道においても帰国者・接触者外来の整備に努める。
- ②帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、道医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制の整備に努める。
- ③帰国者・接触者外来を有する医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者または疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ④新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を道立衛生研究所において、亜型等の同定を行うとともに、国立感染症研究所にその確認を依頼する。

3. 帰国者・接触者相談センターの設置

道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じる。（道保健福祉部）

<p>①帰国者。接触者相談センターを設置する。</p> <p>②発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。</p> <p>4. 医療機関等への情報提供</p> <p>道は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国からの情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（道保健福祉部）</p> <p>5. 検査体制の整備</p> <p>道は、国からの技術的支援のもと、道立衛生研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を速やかに整備する。（道保健福祉部）</p> <p>6. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等（道保健福祉部）</p> <p>①道は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。（道保健福祉部）</p> <p>②道は、国と連携しながら、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者または救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザ薬の予防投与を行うよう要請する。（道保健福祉部）</p>

⑥ 町民生活の安定の確保

ア 要援護者対策

- ・ 町は、新型インフルエンザ等の発生後、海外で発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。（保健福祉部）

イ 遺体の火葬・安置

- ・ 町は、国や道からの要請を受けて、火葬場の火葬能力を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備する。（税務住民部）

(3) 国内発生早期

<p>状態：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内のいずれかの都府県で新型インフルエンザの患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 ・ 道内では新型インフルエンザの患者は発生していない状態（道内未発生期）、または発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（道内発生早期）。
<p>目的：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道内での感染拡大をできる限り抑える。 ・ 感染拡大に備えて、体制の整備を行う。
<p>対策の考え方：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染対策を行う。 ・ 国内発生した新型インフルエンザ等の状況により、国が緊急事態宣言を行った場合は、さらに積極的な感染対策等をとる。

- ・医療体制や感染拡大防止策について周知し、町民一人ひとり取るべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。
- ・国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される国内外の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- ・国内感染期への移行に備え、医療体制の確保、町民生活の安定確保のための準備、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

① 実施体制と連携

ア 国の緊急事態宣言による上川町新型インフルエンザ等対策本部の設置

- ・政府対策本部が、発生した新型インフルエンザの状況により緊急事態宣言を出した場合、町は、速やかに上川町新型インフルエンザ等対策本部を設置し、国や道と連携し、町行動計画に基づき緊急事態に係る対応を実施する。緊急事態措置を実施すべき期間と区域は、都度、国から公示される。（緊急事態宣言を出されていない状態でも、任意の対策本部を設置することは可能。）（総務企画部、保健福祉部）

イ 基本的対処方針の変更

- ・町は、道と連携して、国が決定した基本的対処方針を、医療機関、事業所、町民に広く周知し、変更があった場合は、町においても速やかに国や道の方針に沿った対応をとる。（保健福祉部、関係部局）

② サーベイランス及び情報収集・提供・共有

ア 情報収集

- ・町は、道等が行うサーベイランスの実施に協力し、情報を積極的に収集する。また、国、道からの要請に応じ町内の幼稚園、保育所、小中学校等におけるインフルエンザ様症状による臨時休業等を把握し、遅滞なく関係機関に周知し、サーベイランスの強化徹底を図ることに協力する。（教育部、保健福祉部）

イ コールセンター等の体制充実・強化

- ・町は、国からの要請に基づき、コールセンター等の体制の充実・強化に努める。また、状況の変化に応じたQ&Aの改訂版の配布を受け、相談対応に活用する。（保健福祉部、医療対策部）

ウ 情報提供

- ・町は、国内での発生状況や対策を、町民に対してリアルタイムで情報提供し、注意喚起を促す。また、ホームページの内容等について随時更新する。（保健福祉部、関係部局）
- ・町は、一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。（保健福祉部、関係部局）

エ 情報共有

- ・町は、国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。（保健福祉部、関係部局）

③ まん延防止

ア 感染防止策

- ・町は、道と連携して、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
また、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状がみられた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（保健福祉部、関係部局）
- ・町は、道等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する国が作成する目安を学校等に周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行えるよう学校の設置者に要請する。（教育部）
- ・町は、道と連携し、病院・高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住するような施設等における感染症対策が強化されるように努める。（保健福祉部）

イ 水際対策

- ・町は、道が国と連携して実施する渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起等の水際対策に協力する。（保健福祉部）

ウ **緊急事態宣言**がされている場合の措置

- ・町は、道からの要請に応じ、適宜、協力する。
- ・道の国内発生早期におけるまん延防止対策は以下に記載する。

<道の対策>

- ・道は特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除く、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。
- ・道は特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所に対し、期間を定めて、施設の使用期限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない、学校、保育所に対し新型インフルエンザ等のまん延を防止し、道民の生命・健康、道民生活・道民経済の混乱を回避するため、特に必要と認めた時に限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。道は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- ・道は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要綱に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限または基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、道民の生命・健康の保護、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると

認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。道は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ・道は、道内において、人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない離島や山間地域等において、新型インフルエンザ等が世界で初めて確認された場合、国が実施する地域における重点的な感染拡大防止策に協力する。

(保健福祉部)

④ 予防接種

ア 住民接種の実施

- ・パンデミックワクチンが供給可能になり次第、町は接種に関する情報提供を開始するとともに、接種に関する情報提供を開始する。(保健福祉部)
- ・**新臨時接種**(病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく)については、個人の意思に基づく接種であり、町としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。(保健福祉部)

イ **緊急事態宣言**がされている場合

- ・緊急事態宣言がされている場合には、上記に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

A. 住民に対する予防接種の実施

町は、住民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。(保健福祉部)

B. 住民接種の広報・相談

病原体の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第 46 条の規定に基づく住民接種については、緊急に実施するものであり、ワクチンの供給が限られている、ワクチンの安全性に関する知見が得られていない、臨時接種や集団接種など普段実施されていない接種体制がとられる等のため、接種時には住民の不安の高まりや混乱が予想される。このことから、広報に当たっては、次のような点に留意する。(保健福祉部、関係部局)

- 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
 - 接種の時期、方法など、町民一人ひとりがどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝える。
- ・町は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口(コールセンター等)の連絡先等の周知を行う。(保健福祉部)

ウ 接種実施の留意点

- ・町は、接種に当たり、保健福祉センター・学校などの公的施設の活用や医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団接種を行う。（保健福祉部、医療対策部）
- ・発熱等の症状がある等、予防接種を受けることが不適当な者は、接種会場に行かないよう周知し、接種会場における感染対策を図ることが必要である。（保健福祉部）
- ・基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関して、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明」を持参した上で、集団接種会場にて接種する。なお、状況に応じて、町の判断で通院中の医療機関で接種することも考えられる。（保健福祉部）
- ・医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスクも考慮して、集団的接種を実施する場合においても予診及び副反応に関する情報をより慎重に行うことに留意する。（保健福祉部、医療対策部）
- ・供給されるワクチンの大部分が10ml等の大きな単位のバイアルで供給されることをふまえて、通院する医療機関で接種する場合であっても、原則として集団接種を行うため、100人以上を単位として接種体制を構築する。（保健福祉部、医療対策部）
- ・1ml等の小さな単位のバイアルの流通状況によって、医療的ハイリスク者に、通院中の医療機関において、必ずしも集団的接種によらず接種を行うことも考えられる。（保健福祉部）
- ・医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者の療養を担当する医療機関において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者で、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。（保健福祉部、医療対策部）
- ・社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設において集団接種を行う。（保健福祉部）

⑤ 医療

ア 医療機関等への情報提供

- ・町は、国及び道等の医療に関する情報を積極的に収集するとともに、要請に応じ、その取り組み等に適宜協力する。（保健福祉部）
- ・以下に、道の国内発生早期における医療に関する対策を記載する。

<道の対策>

1. 医療体制の整備

道は、国の要請に基づき、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。

また、区の要請に基づき、患者等が増加してきた段階において、帰国者・接触者外来を指定しての医療体制から、一般の医療機関でも診療する体制に移行する。（道保健福祉部）

2. 患者への対応

①道は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則的として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し入院措置を行います。この措置は、病原性が高い場合に実施しますが、発生当初は病原性に関する情報が限られていると想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。（道保健福祉部）

②道は、国と連携し、必要と判断した場合に、道立衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。（道保健福祉部）

③道は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者または救急隊員等であって十分な防御なく暴露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症状時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。（道保健福祉部）

3. 医療機関等への情報提供

道は、引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（道保健福祉部）

4. 抗インフルエンザウイルス薬

道は、国内感染期に備え、引き続き、国と連携しながら医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。（道保健福祉部）

5. 医療機関・薬局における警戒活動

道は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、国から道警察に対し、必要に応じた警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力する。（警察本部）

緊急事態宣言がされている場合の措置

道は、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療または医薬品もしくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。（道保健福祉部）

⑥ 町民生活の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・町は、道が行う、道内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を開始する要請に応じ、その取り組みに適宜協力する。（関係部局）

イ 町民・事業者への呼びかけ

- ・町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。（関係部局）
- ・道では、国と連携し、事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう要請するので、町はその取り組みに適宜、協力する。（関係部局）

ウ **緊急事態宣言**がされている場合の措置

- ・緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

a) 水の安定供給

水道事業者である町は、業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。（建設水道部）

b) 生活関連物資等の価格の安定等

町は、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（産業経済部、関係部局）

(4) 国内感染期

状態：

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。（地域未発生期）
- ・道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。（地域発生早期）
- ・道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。（地域感染期）
- ・道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

目的：

- ・医療体制を維持する。
- ・健康被害を最小限に抑える。
- ・町民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- ・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するために、積極的な情報提供を行う。
- ・流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ・医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめるよう努める。
- ・欠勤者の増大が予測されるが、町民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続するよう努める。また、その他の社会活動をできる限り継続するよう努める。
- ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

① 実施体制と連携

ア 基本的対処方針の変更

- ・国が国内感染期に入ったことにより、基本的対処方針を変更した場合は、町は速やかに国や道の方針に沿った対処方針を決定する。

イ **緊急事態宣言**がされている場合の措置

- ・町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに対策本部を設置する。（全庁）
- ・町が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、道と協議しながら措置法の規定に基づく道による代行、道または他の市町村による応援等の措置を行うこととする。（総務企画部、関係部局）

② サーベイランス及び情報収集・提供・共有

ア サーベイランス・情報収集

- ・町は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況について、引き続き国や道等を通じ必要な情報収集に努め、以下に記載する道の対策に協力する。（総務企画部、関係部局）

＜道の対策＞

1. サーベイランス

全国での患者数が数百人程度に増加した段階において、国が新型インフルエンザ等患者等の全数把握について都道府県ごとの対応と決定した際は、当該決定に応じたサーベイランスを実施する。また、学校等における集団発生の把握の強化については、通常のサーベイランスに戻す。（道保健福祉課、関係部局）

＜地域未発生期・地域発生早期における対応＞

引き続き、新型インフルエンザ等患者の全数把握を実施する。（道保健福祉部）

＜地域感染期における対応＞

①新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。（道保健福祉部）

②道は、国内の発生状況に関する情報収集を行い、国と連携し、必要な対策を実施する。（保健福祉部）

2. 調査・研究

道は、引き続き、国が実施する感染経路や感染力、潜伏期間の情報収集・分析や新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や重症者の症状・治療法と転帰等、対策に必要な調査研究と分析を活用し、対策に反映させる。（道保健福祉部）

イ 情報提供・共有、コールセンター等の体制充実・強化

・国内発生早期を参照

③ まん延防止

ア まん延防止策

・町は、町民、事業所等に対して以下の対策を実施する。（保健福祉部、関係部局）

- a) 町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策等を実践するよう強く促す。
- b) 事業者に対し、職場における感染防止策の徹底を要請する。

④ 予防接種

住民接種の実施主体である町は、下記のとおり実施する。留意点については、国内発生早期の予防接種の項を参照する。

ア 住民接種の実施

・緊急事態宣言がされていない場合においては、町は、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を進める。（保健福祉部、医療対策部）

イ **緊急事態宣言**がされている場合の住民接種

・緊急事態宣言がされている場合には、町は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

- ・特措法第 46 条の規定に基づく住民に対する予防接種については、病原性の高い新型インフルエンザ等に対して接種を緊急に実施するものであり、接種時には混乱等が予想される点に留意して実施する。（総務企画部、保健福祉部、医療対策部）

⑤ 医療

ア 診療体制の確保と町民への周知

- ・町は、地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、地域医師会等と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして町民への周知を図る。（保健福祉部）

イ **緊急事態宣言**がされている場合の措置

- ・緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。
- ・町は、国と連携し町内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等ほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比活動的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、道が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供するよう努める。（保健福祉部、関係部局）

⑥ 町民生活の安定の確保

ア 要援護者対策

- ・町は、新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。（保健福祉部、関係部局）
- ・町は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、要援護者に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。（保健福祉部、関係部局）

イ 在宅で療養する患者への支援

- ・町は、国及び道と連携し、関係団体への協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。（保健福祉部、関係部局）

ウ 遺体の火葬・安置

- ・町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。（税務住民部）
- ・町は、道と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、町内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。（税務住民部）

- ・死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、町は、道の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保する。
(税務住民部)

エ **緊急事態宣言**がされている場合の措置

- ・緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

a) 水の安定供給

水道事業者である町は、国内発生早期から引き続き、必要な措置を講じる。(建設水道部)

b) 生活関連物資等の価格の安定等

町は、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び道と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

さらに、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び道と連携しながら、適正な措置を講じる。(産業経済部、関係部局)

c) 要援護者対策

町は、国からの要請に基づき、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を実施する。
(保健福祉部、関係部局)

d) 遺体の火葬・安置

新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬または火葬を円滑に行うことが困難になった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や機関においてはいずれの町においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められた時は埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

(5) 小康期

状態：

- ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・大流行はいったん終息している状況。

目的：

- ・町民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方：

- ・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。
- ・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

① 実施体制と連携

ア 対策の評価・見直し

- ・国が、小康期に入ったことにより、基本的対処方針を変更した時には、町においても速やかに国の方針に沿った対応を決定します。（全庁）

イ 対策本部の廃止

- ・国が、緊急事態解除宣言を行った場合は、速やかに町対策本部を廃止する。（全庁）

ウ 対策の評価・見直し

- ・町は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ国が実施する政府行動計画、ガイドライン等の見直しや道行動計画の見直しを踏まえ、町行動計画の必要な見直しを行う。（保健福祉部、関係部局）

② サーベイランス及び情報収集・提供・共有

ア サーベイランス及び情報収集

- ・町は、道が通常のサーベイランスを継続するので、その取り組み等適宜協力する。
- ・町は、町民に対し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。（保健福祉部）
- ・町は、町民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、国や北海道、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。（保健福祉部、関係部局）

イ 情報共有

- ・町は、国や道、関係機関等とインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、国から第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針の伝達を受けるとともに、現場の状況把握を行う。（保健福祉部、関係部局）

ウ コールセンター等の体制の縮小

- ・町は、国・道の要請に基づき、コールセンター等の体制を縮小する。（保健福祉部）

③ まん延防止

- ・町は、流行の経過を踏まえ、第二波に備えて、拡大防止策を見直し、改善に努める。（保健福祉部、関係部局）

④ 予防接種

ア 住民接種の実施

- ・町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。（保健福祉部）

イ **緊急事態宣言**がされている場合の措置

- ・緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、町は、国及び道と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。（保健福祉部）

⑤ 医療

ア 医療体制

- ・町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。（関係部局）

イ **緊急事態宣言**がされている場合の措置

- ・町は、国及び道の方針に基づき、国内感染期に講じた措置を適宜、縮小・中止する。（関係部局）

⑥ 町民生活の安定の確保

ア 要援護者対策

- ・町は、新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。（保健福祉部、関係部局）

イ **緊急事態宣言**がされている場合の措置

- ・町は、国、道、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。（全庁）

資料

(別紙) 特定接種の対象となる業者・職務について

政府行動計画では、特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるとしているが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理している。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、
B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる
国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

※ 詳細については政府行動計画を参照。

【用語解説】 政府行動計画より

※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される(いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。)

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。
なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

*特定感染症指定医療機関:新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症もしくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

*第一種感染症指定医療機関:一類感染症、二類感染症または新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*第二種感染症指定医療機関:二類感染症または新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*結核指定医療機関:結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院もしくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含める。)又は薬局。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区分されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等の患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関(内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関)で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ **個人防護具 (Personal Protective Equipment:PPE)**

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ **サーベイランス**

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ **指定届出機関**

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症もしくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院または診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ **死亡率 (Mortality Rate)**

ここでは、人口 10 万に当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ **人口呼吸器**

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ **新型インフルエンザ**

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ **新感染症**

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疫病であって、既に知られている感染性の疫病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疫病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疫病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ **積極的疫学調査**

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

○ **致死率 (致命率 Case Fatality Rate)**

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位を付けること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸からそれらの内臓、排泄物に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。）発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ 発病率

新型インフルエンザの場合は、すべての人が新型インフルエンザウイルスに暴露するリスクを有する為、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現したインフルエンザウイルスまたはこれと同じ抗原性を持つウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（人など）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能等を総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、わが国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造。）

○ PCR (Polymerase Chain Reaction:ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素を用いて、DNA に変更した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。

(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られており、人から人への接続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、政府行動計画では、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておくこととしている。

本行動計画の関連事項として、道による対策の概要を示す。

(1) 実施体制

ア 体制強化

- ・ 道では、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、道感染症危機管理対策本部を開催し、国の対策に準じて人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定する。
情報の集約・共有・分析にあたっては、道高病原性鳥インフルエンザ警戒本部が設置されている場合には、所管部局が連携しながら効率的に行う。(道保健福祉部、関係部局)
- ・ 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO から情報発信が行われた場合には、必要に応じ、関係部局において、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、国が行う水際対策に協力するとともに、道民への情報提供に関する措置について検討する。(道保健福祉部、関係部局)

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・ 道は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

<情報収集源>

- a. 国の関係機関(内閣官房、厚生労働省、国立感染症研究所、検疫所等)
- b. 国際機関(WHO、OIE、国連食糧農業機関(FAO)等)
- c. 国立大学法人道大学：OIE リファレンスボラトリー
- d. 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- e. 都府県、市町村

イ 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

- ・ 道は、道内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届け出により全数を把握する。(道保健福祉部)

(3) 情報提供・共有

- ア 道は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国等と連携し、発生状況及び対策について、道民に積極的な情報提供を行う。
(道保健福祉部、関係部局)

- イ 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHO から情報発信が行われた場合には、国等から海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報収集を行うとともに、道民に積極的な情報提供を行う。
(道保健福祉部、関係部局)

(4) 予防・まん延防止

ア 人への鳥インフルエンザの感染対策

① 水際対策

- ・ 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO から情報発信が行われた場合に国が実施する水際対策に協力するとともに、道民への注意喚起を行う。(道保健福祉部)

道は、検疫所から検疫法に基づく通知等を受けた場合には、必要な調査等を行うなど、道内における感染防止に努める。(道保健福祉部)

② 疫学調査、感染対策

- ・ 道は、必要に応じ、国と連携し、積極的疫学調査を実施する。(道保健福祉部)
- ・ 道は、国からの要請に基づき、疫学調査や接触者への対応(抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(感染防止の徹底等)等の実施に努める。(道保健福祉部)
- ・ 道は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者(有症状者)に対し、国と連携して、自宅待機を依頼する。(道保健福祉部)

③ 家きん等への防疫対策

道は、道内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。(道関係部局)

- ・ 国との連携を密にし、防疫指針に即した具体的な防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等)を行う。(道農政部)
- ・ 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、道による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請する。(道関係部局)
- ・ 防疫措置に伴い、防疫実施地域における警戒活動等に協力する。(警察本部)

(5) 医療

ア 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ・ 道は、国の助言を受けながら、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断が行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう努める。(道保健福祉部)
- ・ 道は、国からの要請に基づき、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。また、検査方法について、国から情報提供を受け、道立衛生研究所で実施できるよう努める。(道保健福祉部)

- ・ 道は、国からの要請に基づき、感染症法の規定により鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講じる。（道保健福祉部）

イ 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へと感染するなど、WHO から情報発信が行われた場合

道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じる。

- ・ 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知する。（道保健福祉部）
- ・ 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関に周知する。（道保健福祉部）

(参考) 新型インフルエンザが大流行した場合、家庭で備蓄しておくことが望ましいもの

国の「個人、家族及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」では、災害時のように、最低限2週間程度の食料品・生活必需品等の備蓄推奨の例として、次の物品例を示しています。

個人での備蓄物品の例

食料品（長期間保存可能な物）の例	日用品・医療品の例
米	マスク（不織布製）
乾麺類（そば、そうめん、ラーメン、うどん、 パスタ）	体温計
切り餅	ゴム手袋（破れにくいもの）
コーンフレーク・シリアル類	水枕・氷枕
乾パン	漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果がある）
各種調味料	消毒用アルコール（アルコール分が60～80% 程度含まれている消毒薬）
レトルト・フリーズドライ食品	常備薬（胃薬、痛みどめ、その他持病の処方薬）
冷凍食品（家庭での保持温度、停電に注意）	絆創膏
インスタントラーメン、即席めん	ガーゼ・コットン
缶詰	トイレトペーパー
菓子類	ティッシュペーパー
ミネラルウォーター	保湿ティッシュ（アルコールのあるものとな いもの）
イオン飲料（スポーツ飲料）	洗剤（衣類・食器等）・石鹼
ペットボトルや缶入りの飲料	シャンプー・リンス
育児用調製粉乳 （ペットがいる場合は、ペットフードなど）	紙おむつ
	生理用品（女性用）
	ゴミ用ビニール袋
	ビニール袋（汚染されたごみの密封等に利用）
	カセットコンロ
	ボンベ
	懐中電灯
	乾電池